

令和6年度（2024年度）養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム整備の
事前協議留意事項

1 事前協議書提出期限等

- (1) 提出期限 令和5年（2023年）8月4日（金）午後5時15分 必着
※ 提出時に内容確認を行うため、期限の最終日に提出される場合は、
時間に余裕を持って提出いただきたい。
- (2) 提出場所 熊本県健康福祉部 長寿社会局 高齢者支援課 施設介護班
- (3) 提出方法 郵送または持参（新館4階）
- (4) 提出部数 1部
- (5) その他 増築・改築の計画について、令和6年度（2024年度）予算要求の
参考資料とするため、別途、令和5年（2023年）7月21日（金）
午後5時15分までに「計画の概要（別紙1）」及び「平面図（現状及
び計画）」を提出いただきたい。（その後、上記（1）の期限までに資
料一式を提出いただきたい。）

2 採択の決定方法について

事前協議の対象計画について、別に定めた審査評点基準配分表により評点を算定し満
点数との比率（以下、「得点率」という。）を算出する。その後、「熊本県健康福祉部所管
施設整備等審査会」での審査を経た上で、原則として得点率の高い計画から指定可能枠
範囲内で採択することとする。なお、得点率が同じ場合は、減点が少ない計画を優先す
ることとする。

また、審査評点基準の「審査対象外」に該当する項目がある場合は、審査会における
審査対象から除外するとともに、以下の項目に該当する場合も、原則として審査会の対
象外となるので注意いただきたい。

(1) 施設整備予定地の土地及び建物に関すること

- ・ 土地を所有していない場合で、取得の時期若しくは計画が遂行できる時期を確
認できる書類が添付されていない場合
※ 寄付申込書、譲渡契約書、賃貸借契約書、寄付・譲渡または賃借に係る確
約書等で判断する。
- ・ 施設整備予定の土地及び建物に関する規制により、建築物、付随する工作物、
設備を整備できる見込みが確認できない場合
なお、補助事業採択決定後、土地の使用に係る農地法や都市計画法等に基づく
必要な許可若しくは解除が得られない場合には、事業採択を取り消すものとする。

(2) 設置主体となる事業者の納税に関すること

- ・ 県及び市町村が発行する納税証明書において、法人本体、理事長及び施設長に
滞納が確認される場合
また、提出期限までに提出のあった事前協議書の内容で評点数を算定する。

3 補助金額等について

(1) 補助金額

令和6年度（2024年度）整備に係る補助単価は、現時点で確定ではないが、事前協議の際には、養護老人ホームは単価3,200千円/床、特別養護老人ホームは単価3,000千円/床で積算すること。

(2) 補助金の適正受給

- ・ 不正受給等があれば、補助金返還その他、厳正な対応をとることとなる。
- ・ 社会福祉法人が補助金を受けて施設整備を行うに当たり、契約の相手方等から寄付金等の資金提供を受けることは禁止されていること。（別添2参照）

(3) 整備計画年数

- ・ 原則として単年度で事業が完了するように計画すること。

4 整備予定地に係る権利関係等

- ・ 原則として、所有権を有していること、又は、国若しくは地方公共団体からの貸与が確実であること。
- ・ 例外として、都市部等で土地の取得が極めて困難な地域においては、国若しくは地方公共団体以外の者から無料または極力低額な賃料による貸与も可能。しかし、その場合には、取得が困難な理由、賃料が低額となる根拠を示すこと。その上、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 書類提出の時点で、取得または貸与されていない場合は、取得または貸与が確実に見込まれることを証する書面を、整備予定地の全部または一部に所有権以外の権利が設定されている場合は確実に解除できることを証する書面を提出すること。

5 設計について

- ・ 入居者の実際の処遇を想定して十分な検討のもとに設計することとし、他施設の優れた点や介護職員の意見等を取り入れ、設計に反映させること。
- ・ 審査は別に定めた審査評点に基づいて行うので、設計に当たって参照いただきたい。
- ・ 県では、「だれもが暮らしやすく豊かなくまもと」の実現をめざして、ユニバーサルデザインを推進しており、建物の設計については、ユニバーサルデザインに配慮すること。また、「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン」をインターネット上で公開しているので参考にすること。
（熊本県HP「ユニバーサルデザイン」を参照）
- ・ 特別養護老人ホームの整備においては、熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日付け老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知）、熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日付け老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に適合する設計となっているか十分に精査すること。
- ・ 養護老人ホームの整備においても、熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例、「養護老人ホームの整備及び運営に関する基準について」（平成12年3月30日付け老発第307号厚生省老人保健福祉局長通知）に適合する設計となって

いるか十分に精査すること。

- ・ 国の整備基準にある面積や幅は、内法での測定によること。なお、手すりがある場合は「手すりから手すりまで」となることに注意すること。
- ・ 居宅介護支援事業所など補助制度のない施設との合築を予定している場合は、当該部分を補助対象外施設として区分し、整備に要する経費は補助対象外経費として計上すること。

6 資金計画について

(1) 総事業費の把握

- ・ 事業費については、建物のみの価格だけではなく、造成費や基礎工事費、各種規制解除のための費用など、全てを含んだ事業費の把握に努めた上で、その事業費に対応する資金計画を作成すること。

(2) 寄付金等

- ・ 事業費に法人の自己資金や理事（就任予定者）等からの寄付を充てる場合、金融機関が発行する残高証明等を提出すること。
- ・ 金融機関が発行する残高証明は、金融機関ごとに同じ日の預金残高が証明されたものを提出すること。

(3) 移行時特別積立預金（平成11年度末までに特養を開設していた社会福祉法人のみ）

- ・ 移行時特別積立預金を有する社会福祉法人が、補助を受けて老人福祉施設を整備する場合、「移行時特別積立預金の使用に関する調査表」を提出すること。
- ・ 移行時特別積立預金を建設財源として充当する事業の場合には、理事会等の承認を得ること。

(4) 独立行政法人福祉医療機構からの貸付

- ・ 財源の一部に独立行政法人福祉医療機構からの貸付を予定する場合は、その条件を以下のとおりとすること。（令和5年（2023年）6月1日現在利率）

●固定金利、償還期間29～30年の場合（県から補助を受けて整備するもの）

	特別養護老人ホーム（広域型）	養護老人ホーム
融資率	90%	90%
年利率	1.3%	1.2%

※詳細については、独立行政法人福祉医療機構に確認すること

(5) 市中銀行等からの借入

- ・ 市中銀行等から借入をする場合、社会福祉法人にあつては、基本財産の担保提供や返済に係る経理処理などについて、事前に十分に法令等を確認すること。
- ・ 市中銀行等から借入をする場合、金融機関が発行する融資確約書等を提出すること。

7 協議実績確認書について

- ・ 整備予定地の市町村とは事前に十分な協議を行った上で、市町村に対して「協議実績確認書」（別紙2）の作成を依頼し、事前協議書に添付のうえ提出すること。

- ・ 協議実績報告書の依頼時には事前協議書（写し）を提出するなど、市町村に対して十分な説明を行うこと。

8 整備予定地について

- ・ 老人福祉施設等は、高齢者である利用者が長期にわたり生活する施設、あるいは在宅生活へ復帰の支援を行う施設であることから、地域住民との交流が行いやすい位置が望ましいこと。
- ・ 外来・業務用車輛の駐車場や、避難場所等の確保、施設の緑化等ゆとりある生活環境の整備についても配慮すること。

9 地元の理解について

- ・ 施設整備に当たっては、地域住民の理解と協力を得ることが重要であるので、地域住民に対しては丁寧な説明に努めること。
- ・ 地域住民をはじめ利害関係者との意思疎通を図るために説明会を実施するなど、事業趣旨に理解を求めるとともに、隣接地住民、隣接地権者や水利権者などから書面による同意を得ること。
- ・ 住民説明会等には、極力代表者等が率先して参加するなど、地元の理解を得るよう努めること。

10 介護保険施設等における木材利用の促進

- ・ 介護保険施設等における木材利用については、平成22年5月に交付された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」第8条（都道府県基本方針）に基づき、本県は「熊本県建築物等木材利用促進基本方針」を平成23年2月に策定したところである。基本方針には「市町村の責務」や「事業所の努力」等が定められており、これらも踏まえて、積極的に木材の活用を図ること。
なお、福祉医療機構が実施する福祉貸付事業において、次のとおり優遇措置が行われている。

○ 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などにエコ対策に係る融資率等の優遇措置（福祉医療機構の福祉貸付事業）

地球温暖化対策を推進する観点から、木材の利用、再生可能なエネルギーの利用、エネルギー効率の高い整備を行う場合に融資率を一律90%に引き上げる。

【対象資金】

- ・ 建築物の構造が木造（耐火建築物又は準耐火建築物）の「建築資金」
- ・ 再生可能なエネルギー（太陽光発電装置や風力発電装置等）の利用又はエネルギー効率の高い設備（蓄熱システムやヒートポンプ熱源装置）を採用している場合の「設備備品整備資金」

11 その他

- ・ 計画の採択・不採択は、施設サービスの需給状況、事前協議における事業計画、資金計画、運営計画などの内容や熟度を総合的に勘案して決定すること。

- ・ 事前協議書提出後は、当課からの指示以外、整備予定地、建物に関する設計及び定員等、基本的内容の変更は原則として認められないので、関係者の十分な合意を経た上で事前協議書を作成すること。
- ・ 事前協議書の作成に要する費用は協議者の負担であること。
- ・ 事前協議書の作成に関して質問がある場合は、下記担当まで問い合わせること。ただし、評点に影響を与える内容（設計図の内容、収支見込の内容等）については、審査の公平性の観点から返答できない場合があること。
- ・ 今回の計画に伴い、過去に社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金又は地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付を受けて整備した建物について、用途変更や用途廃止等が生じる場合には、国庫補助金等に係る財産処分の承認手続等が必要となる場合があるので、その場合には、個別に相談すること。

お問合せ先

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課施設介護班

TEL 096-333-2217

FAX 096-384-5052

特別養護老人ホーム担当

吉川(内線33251) e-mail: yoshikawa-m-d@pref.kumamoto.lg.jp

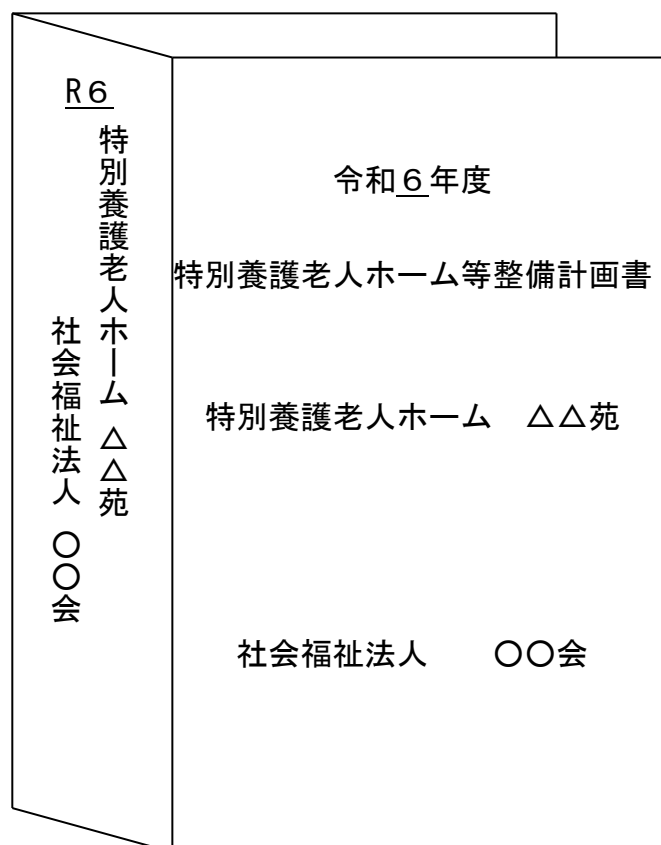
養護老人ホーム担当

山下(内線33249) e-mail: yamashita-k-da@pref.kumamoto.lg.jp

1 体裁

表題等を記載したファイルに綴じてください。

(例)



2 作成書類、添付書類について

書類はA 4（図面についてはA 3）サイズとしてください。

書類の一番上に提出書類一覧を添付し、一覧の順番に書類を綴じてください。

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費に係る契約の相手方等からの寄付金等の取扱いについて

平成13年7月19日 社設基発第23号

各指定都市民生主管部(局)長あて
 中核市
 厚生労働省 労働省 老健局 計画課 課長
 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長事務課長
 厚生労働省 社会・援護局長事務課長
 厚生労働省 労働政策局長事務課長
 厚生労働省 労働政策局長事務課長

社会福祉法人が補助事業を行うために締結する契約については、平成3年11月25日厚生省社第409号厚生事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の回雇負担(補助)金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)において、交付の条件として、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならぬとされているところである。

しかしながら、社会福祉法人が補助事業を行うために締結した契約の相手方等から、社会福祉法人の役員等に不当に資金が還流しているとの疑念が度々報道されるなど社会福祉法人に対する信頼が損なわれていることは誠に遺憾である。

社会福祉施設等の整備事業の相当部分が公費や社会福祉・医療事業団からの公的融資により賄われる事業であることに鑑み、事業を行うために締結した契約の相手方等からの寄付金等の資金提供を受けることは、不当に資金の還流が行われているとの社会的疑念の基となることから、その取扱いについては下記のとおりとし、交付要綱を改正し、平成13年4月1日より適用することとするので、了知の上補助事業を行う管内社会福祉法人等に周知願いたい。

なお、社会福祉法人に対する寄付金については、昭和35年4月25日会発第1312号「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取り扱いについて」に基づき、補助金の交付に当たり、控除すべき寄付金とみなさないものとされてきたところであるが、今回の改正によって、同通知の「控除すべき寄付金とみなさない」とされる寄付金の範囲は交付要綱によって禁止された寄付金以外の寄付金となることを念のため申し添える。

記

- 1 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の交付の条件として、地方公共団体以外の者(以下「社会福祉法人等」という。)が社会福祉施設等の整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- 2 契約の相手方及びその関係者とは、社会福祉施設等の整備事業を行うために社会福祉法人等と契約を締結した建設工事請負業者、備品納入業者及びその下請け業者とこれら業者の役員をいう。
- 3 寄付金等の資金提供を受けることを禁止するとは、金銭のみならず、有価証券全般に

ついても受領することを禁止するもので、寄付目的などその用途を社会福祉施設の整備事業に限るものではない。また、物品の寄付についても、時計、植樹等の記念品程度のものを除き、社会常識を超えるような高額な物品については禁止する。

4 社会福祉法人等が直接、寄付金等の資金提供を受けない場合であっても、次のような場合には実質的に資金提供があったものとみなされるものであり、禁止する。

- (1) 社会福祉法人等に寄付を行う者が、契約の相手方及びその関係者から資金提供を受けること。
- (2) (1)以外の場合であっても、社会福祉法人等の理事、監事、評議員及び職員が契約の相手方及びその関係者から資金提供を受けること。
- 5 契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けていた事実が判明した場合は、その金額を総事業費から差し引いた額を総事業費とみなし、過大に補助金を受給していた場合は、交付決定の一部を取り消し、過大受給した補助金の返還を求めるとする。